		日	号外	ページ
	○宮　内　庁			
五	天皇皇后両陛下は第六十七回全国植樹祭に御臨場になる件	九		二
	○国家公安委員会			
一五	平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件	二	特25	二
一六	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件	二〇	111	四〇
一七	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件	二三	112	二二
一八	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件	二三	112	二二
	○金　融　庁			
一三	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	二三		一
	○金融庁、法務省、財務省			
三	社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件	一一		二
四	〃	三〇		二
	○消費者庁			
九	登録試験機関を公示する件	一六		二
	○復　興　庁			
二八	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件	二		九
	○総　務　省			
二〇二	平成二十八年熊本地震による災害に伴う特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件	九		二
二〇三	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	九	101	五
二〇四	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	九	101	七
二〇五	元売業者の指定を取り消した件	一一		二
二〇六	特定国外派遣組織を指定する件	一二		二
二〇七	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件	一二		二
二〇八	無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件の一部を改正する件	一八		二
二〇九	電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件	一八		二
二一〇	無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一一	端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一二	端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一三	端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一四	簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一五	登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一六	登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	一八		二
二一七	周波数割当計画の一部を改正する件	一八		二
二一八	特定国外派遣組織を指定する件	一九		二
二一九	工事担任者規則第八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件	一九		二
二二〇	電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件	一九		二
二二一	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件	二〇		二
二二二	地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件の一部を改正する件	二〇		二